

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
<p>第 6 条 (証拠金の取り扱い)</p>	<p>3. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(第 14 条において定義されます。)から<u>評価益を引いた額</u>が、当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。かかる返還請求の方法及び返還の方法については取引説明書に定めるところによるものとします。</p>	<p>3. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(第 14 条において定義されます。)の<u>額</u>が、当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。かかる返還請求の方法及び返還の方法については取引説明書に定めるところによるものとします。</p>
<p>第 14 条 (ロスカットルール)</p>	<p>2. お客様のポジション(建玉)が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、お客様の計算において当該ポジション(建玉)の反対売買をし、決済することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の証拠金維持率(次号に定めます。)が 20%(ロスカットライン)を下回った場合。</p> <p>(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金に対する有効証拠金の<u>比率</u>であり、以下に定める算式により算出されます。</p> <p>① 有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金</p> <p>② 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p>	<p>2. お客様のポジション(建玉)が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、お客様の計算において当該ポジション(建玉)の反対売買をし、決済することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の<u>(証拠金)</u>維持率(次号に定めます。)が 20%(ロスカットライン)を下回った場合。</p> <p>(2) 「<u>(証拠金)</u>維持率」とは、お客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金に対する有効証拠金の<u>割合</u>であり、以下に定める算式により算出されます。</p> <p>① 有効証拠金 = <u>預かり</u>資産合計 - 取引評価損</p> <p>② <u>(証拠金)</u>維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p>